

ID: 361

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	テニスコート使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市湯免ふれあい広場設置条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第180号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 前条第1項の規定による使用料を減免する場合は、次に定めるところによる。 (1) 市又は市の共催で行う行事に利用するとき。 (2) 市長が特に必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日